平成21年５月25日

各　　位

会 社 名　株式会社　シ　ョ　ク　ブ　ン
代表者名　代表取締役会長兼社長　　川瀬　　公
（コード番号　９９６９　東証・名証　２部）
問合せ先　取締役経理部長　　田野　光夫
（ＴＥＬ　０５２－７７３－１０１１）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年５月22日開催の取締役会において、平成21年６月26日開催予定の第33期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成21年６月26日（金）
定款変更の効力発生日　　平成21年６月26日（金）

以　上

（別紙）

定款変更案

（変更箇所は下線部分であります。）

現　　行	変　更　案
（株券の発行） 第８条　当会社は株式に係る株券を発行する。 (2) 前項の規定にかかわらず、当会社は単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しないことができる。	（削　除）
（単元未満株主の売渡請求） 第９条　単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。	（単元未満株主の売渡請求） 第８条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。
（単元未満株主の権利制限） 第10条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利 (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利	（単元未満株主の権利制限） 第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利 (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利
（株主名簿管理人） 第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 (3) 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	（株主名簿管理人） 第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 （削除）
（株式取扱規則） 第12条　当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第11条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い等および手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第13条～第51条（記載省略）	第12条～第50条（条数繰り上げ）
（新設）	附則
（新設）	第１条　当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
（新設）	第２条　当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
（新設）	第３条　本附則第１条乃至本条は、平成22年１月６日をもってこれを削除する。

以　上